

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青樹会（以下法人という）の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事・評議員をいう。

### (理事会・評議員会の出席)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

### (役員等の報酬)

第4条 理事長が、理事会・評議員会出席以外で法人の運営のため、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員等が、法人の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により日当及び実費弁償を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

### 付則

1 この規程は、平成10年4月1日より適用する。

2 この規程は、平成24年10月1日より適用する。

3 この規程は、平成30年3月16日に施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	実費弁償費（1回あたり）
理事会・評議員会出席	3,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬	月額 50,000円	実 費

別表 3

旅 費	宿泊費	日当（1日あたり）	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費